

## ■ ICT 導入支援事業 Q&A(Ver. 4)

Q		A
補助対象ICT及び補助対象経費に関すること		
1	一気通貫の介護ソフトを導入するにあたり、サービス提供記録を利用者の自宅に訪問した際にシステム上で記録し、その場で利用者に交付するためのモバイルプリンターは対象となるか。	事業所に置くパソコンやプリンターは補助対象外ですが、一気通貫のソフトを効率的に使用するために必要なモバイルプリンターは対象です。
2	使用権(ライセンス)購入型の介護ソフトを導入済で、使用権の期限が切れるにあたり、再度使用権を購入する場合は、補助対象か。	既に導入済の介護ソフトの使用権が切れた場合で、単に再度使用権を購入する場合は、現在使用している介護ソフトの継続使用であり、補助対象外です。 使用権を再度購入する際に、バージョンアップやオプション追加により、業務効率が増すような場合は、バージョンアップやオプション追加に係る差額分のみは対象となります。
3	一気通貫の介護ソフトを導入済で、バックオフィス業務に使用するソフトを導入する場合、バックオフィス業務のソフトは介護ソフトと連携している必要はあるか。	一気通貫の介護ソフトが導入済であれば、バックオフィス業務が単体となったソフトを導入することが可能です。その際、バックオフィス業務用(勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成等)のソフトが、必ずしも介護ソフトと連携している必要はありません。
4	一気通貫の介護ソフトを導入済で、職員間のコミュニケーションを効率化するための有料のチャットツールを導入する場合は、対象となるか。	一気通貫の介護ソフトを導入済の場合で、職員間のコミュニケーションを効率化するために導入するものであれば、業務効率化に資するものとして対象とします。
5	訪問介護事業所で、障害サービスの指定も受けているが、障害サービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは対象となるか。	タブレット等のハードウェアの補助要件は、「介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等であり、介護サービスの提供のために使用するものに限る。」とされており、障害サービスにのみ従事している職員に配布するためのタブレットは「介護サービスの提供のために使用するもの」ではないため、対象となりません。
6	一つの介護ソフトを導入して複数の事業所で使用する場合、所要額調書には事業所ごとに按分した額を記載すればよいか。	同一法人で一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用できる場合について、一つのソフトであれば切り分けできないため、所要額調書には代表する事業所(補助上限額が高い事業所等)を選択して記載し、介護ソフトの全額を代表する事業所に計上するようにしてください。 ただし、複数の事業所で使用するために、事業所数分のライセンスの追加発行費用が発生するような場合は、ライセンスの追加発行に係る費用については、事業所ごとに計上しても差し支えありません。
補助金の手続に関すること		
1	補助金申請の時点では、新品のハードウェアを購入することを予定しているが、交付決定後、中古の購入に切り替えることは可能か。その場合、申請時点と差額が生じるがどうすればよいか。	申請時点では、見積り額であるため、実際の購入額が申請時点の額より低くなる分には問題ありませんので、実績報告書を提出する際に、実際にかかった額の請求書、領収書を提出してください。 ただし、補助金交付要綱第9条(2)に定めるとおり、補助対象経費の額に100分の20を超える変更が生じる場合は、変更が明らかになった時点で、補助事業変更承認申請書(様式第3号)の提出が必要となりますので、ご注意ください。